議案第26号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標 記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

(適用範囲)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年 条例第29号)、単純な労務に雇用される職員 の給与の種類及び基準に関する条例(平成 27年条例第30号) 若しくは一般職の非常勤 の職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第2号) の適用を受ける職 員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は 同法第22条の4第1項若しくは第22条の5 第2項、地方公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第110号)第18条第1項 若しくは一般職の任期付職員の採用及び給 与の特例に関する条例(平成27年条例第15 号) 第4条の規定により採用された職員を 除く。以下これらを「職員」という。) が退 職したときは、別に定める場合を除くほか、 この条例の定めるところにより、その者(死 亡による退職の場合には、その遺族)に退 職手当を支給する。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

(適用範囲)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年 条例第29号)、単純な労務に雇用される職員 の給与の種類及び基準に関する条例(平成 27年条例第30号) 若しくは一般職の非常勤 の職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第2号) の適用を受ける職 員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項、 第28条の6第1項若しくは同条第2項、地 方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3年法律第110号) 第18条第1項若しくは一 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例(平成27年条例第15号)第4条 の規定により採用された職員を除く。以下 これらを「職員」という。)が退職したとき は、別に定める場合を除くほか、この条例 の定めるところにより、その者(死亡によ る退職の場合には、その遺族) に退職手当 を支給する。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次条の規定に該当する場合を除くは 第7条 [同左] か、次に掲げる者に対する退職手当の基本 額は、給料月額に、その者の勤続期間に応 じて別表第3に定める支給率を乗じて得た 額とする。

「(1) 略]

- (2) 定年に達する日の属する年度の末日前 に退職した職員(第4号に該当する者及 び組合規則で定める者を除く。) で、その 者の退職の日の属する年度の末日におけ る年齢(その者が同日前に死亡した場合 にあつては、その者が同日において生存 しているとした場合の年齢)が、当該退 職の日において定められているその者に 係る定年から15年を減じた年齢以上であ るもの
- (3) 前2号のいずれかに該当する者であつ て、これらの号に規定する退職をした日 又はその翌日に再び職員となり、当該職 員となつた日以後に退職した者(前2号 に規定する退職に係る退職手当の支給の 対象となる者、次号に該当する者及び組 合規則で定める者を除く。)

[(4) • (5) 略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本 額に係る特例)

第10条 第7条第2号及び第4号並びに第8 条各号に該当する者(組合規則で定める職 員を除く。) のうち、定年に達する日の属す る年度の初日前に退職した者であつて、そ の者の退職の日の属する年度の末日におけ

「(1) 同左]

- (2) 定年に達する日の属する年度の末日前 に退職した職員(第4号に該当する者及 び組合規則で定める者を除く。) で、その 者の退職の日の属する年度の末日におけ る年齢(その者が同日前に死亡した場合 にあつては、その者が同日において生存 しているとした場合の年齢)が、当該退 職の日において定められているその者に 係る定年から10年を減じた年齢以上であ るもの
- (3) 前2号に該当する者であつて、これら の号に規定する退職をした日又はその翌 日に再び職員となり、当該職員となった 日以後に退職した者(前2号に規定する 退職に係る退職手当の支給の対象となる 者、次号に該当する者及び組合規則で定 める者を除く。)

[(4)・(5) 同左]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本 額に係る特例)

第10条 第7条第2号及び第4号並びに第8 条各号に該当する者(組合規則で定める職 員を除く。)のうち、定年に達する日の属す る年度の初日前に退職した者であつて、そ の者の退職の日の属する年度の末日におけ る年齢(その者が同日前に死亡した場合に あつては、その者が同日において生存して いるとした場合の年齢)が、50歳から59歳 までであるものに対する第7条、第8条及 び前条第1項の規定の適用については、次 の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。

「表 別紙2 挿入]

2 第7条第4号及び第8条各号に該当する 者のうち、定年に達する日の属する年度の 初日前に退職した者であつて、その者の退 職の日の属する年度の末日における年齢 (その者が同日前に死亡した場合にあつて は、その者が同日において生存していると した場合の年齢)が、60歳から64歳までで あるものに対する第7条、第8条及び前条 第1項の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

(失業者の退職手当)

第16条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして組合規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項の規定に

る年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第7条、第8条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「表 別紙1 挿入]

「新設]

(失業者の退職手当)

第16条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして組合規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項の規定に

該当する者を除く。) であつて、第1号に掲 げる額が第2号に掲げる額に満たないもの が、当該退職した職員を同法第15条第1項 に規定する受給資格者と、当該退職した職 員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第 3項に規定する算定基礎期間の年月数と、 当該退職の日を同法第20条第1項第1号に 規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23条第2項に規定する特定受給資格者とみ なして同法第20条第1項を適用した場合に おける同項各号に掲げる受給資格者の区分 に応じ、当該各号に定める期間(当該期間 内に妊娠、出産、育児その他組合規則で定 める理由により引き続き30日以上職業に就 くことができない者が、組合規則で定める ところにより第17条第2号に規定する退職 手当管理機関にその旨を申し出た場合に は、当該理由により職業に就くことができ ない日数を加算するものとし、その加算さ れた期間が4年を超えるときは、4年とす る。第3項において「支給期間」という。) 内に失業している場合において、第1号に 規定する一般の退職手当等の額を第2号に 規定する基本手当の日額で除して得た数 (1未満の端数があるときは、これを切り 捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」 という。)を超えて失業しているときは、第 1号に規定する一般の退職手当等のほか、 その超える部分の失業の日につき第2号に 規定する基本手当の日額に相当する金額 を、退職手当として、同法の規定による基 該当する者を除く。) であつて、第1号に掲 げる額が第2号に掲げる額に満たないもの が、当該退職した職員を同法第15条第1項 に規定する受給資格者と、当該退職した職 員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第 3項に規定する算定基礎期間の年月数と、 当該退職の日を同法第20条第1項第1号に 規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23条第2項に規定する特定受給資格者とみ なして同法第20条第1項を適用した場合に おける同項各号に掲げる受給資格者の区分 に応じ、当該各号に定める期間(当該期間 内に妊娠、出産、育児その他組合規則で定 める理由により引き続き30日以上職業に就 くことができない者が、組合規則で定める ところにより第17条第1項第2号に規定す る退職手当管理機関にその旨を申し出た場 合には、当該理由により職業に就くことが できない日数を加算するものとし、その加 算された期間が4年を超えるときは、4年 とする。第3項において「支給期間」とい う。) 内に失業している場合において、第1 号に規定する一般の退職手当等の額を第2 号に規定する基本手当の日額で除して得た 数(1未満の端数があるときは、これを切 り捨てる。) に等しい日数(以下「待期日数」 という。)を超えて失業しているときは、第 1号に規定する一般の退職手当等のほか、 その超える部分の失業の日につき第2号に 規定する基本手当の日額に相当する金額 を、退職手当として、同法の規定による基 本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

「(1)・(2) 略]

[2・3 略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の 支給に係る退職が定年に達したことその他 の組合規則で定める理由によるものである 職員が当該退職後一定の期間求職の申込み をしないことを希望する場合において、組 合規則で定めるところにより、第17条第2 号に規定する退職手当管理機関にその旨を 申し出たときは、第1項中「当該各号に定 める期間」とあるのは「当該各号に定める 期間と、求職の申込みをしないことを希望 する一定の期間(1年を限度とする。)に相 当する期間を合算した期間(当該求職の申 込みをしないことを希望する一定の期間内 に求職の申込みをしたときは、当該各号に 定める期間に当該退職の日の翌日から当該 求職の申込みをした日の前日までの期間に 相当する期間を加算した期間)」と、「当該 期間内」とあるのは「当該合算した期間内」 と、前項中「支給期間」とあるのは「第4 項において読み替えられた第1項に規定す る支給期間」とし、当該退職の日後に事業 (その実施期間が30日未満のものその他組 合規則で定めるものを除く。) を開始した職 員その他これに準ずるものとして組合規則 で定める職員が組合規則で定めるところに

本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期 日数を減じた日数分を超えては支給しない。

「(1)・(2) 同左]

[2·3 同左]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の 支給に係る退職が定年に達したことその他 の組合規則で定める理由によるものである 職員が、当該退職後一定の期間求職の申込 みをしないことを希望する場合において、 組合規則で定めるところにより、第17条第 1項第2号に規定する退職手当管理機関に その旨を申し出たときは、第1項中「当該 各号に定める期間」とあるのは「当該各号 に定める期間と、求職の申込みをしないこ とを希望する一定の期間(1年を限度とす る。)に相当する期間を合算した期間(当該 求職の申込みをしないことを希望する一定 の期間内に求職の申込みをしたときは、当 該各号に定める期間に当該退職の日の翌日 から当該求職の申込みをした日の前日まで の期間に相当する期間を加算した期間)」 と、「当該期間内」とあるのは「当該合算し た期間内」と、前項中「支給期間」とある のは「第4項において読み替えられた第1 項に規定する支給期間」とする。

より、第17条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

[5・6 略]

- 7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。
 - (1) その者が<u>第17条第2号</u>に規定する退職 手当管理機関が雇用保険法の規定の例に より指示した同法第24条第1項に規定す る公共職業訓練等を受ける場合
 - (2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24条の2第1項各号に掲げる者に相当 する者として組合規則で定める者のい ずれかに該当し、かつ、第17条第2号 に規定する退職手当管理機関が同法第 24条の2第1項に規定する指導基準に 照らして再就職を促進するために必要 な職業安定法(昭和22年法律第141号) 第4条第4項に規定する職業指導を行 うことが適当であると認めたもの

[5・6 同左]

7 [同左]

- (1) その者が<u>第17条第1項第2号</u>に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24条の2第1項各号に掲げる者に相当 する者として組合規則で定める者のい ずれかに該当し、かつ、<u>第17条第1項</u> <u>第2号</u>に規定する退職手当管理機関が 同法第24条の2第1項に規定する指導 基準に照らして再就職を促進するため に必要な職業安定法(昭和22年法律第 141号)第4条第4項に規定する職業指 導を行うことが適当であると認めたも

 \mathcal{O}

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する 厚生労働省令で定める理由により就職 が困難な者であつて、同法第24条の2 第1項第2号に掲げる者に相当する者 として組合規則で定める者に該当し、 かつ、第17条第2号に規定する退職手 当管理機関が同法第24条の2第1項に 規定する指導基準に照らして再就職を 促進するために必要な職業安定法第4 条第4項に規定する職業指導を行うこ とが適当であると認めたもの

「(3)・(4) 略]

- 8 第1項、第3項及び第5項から前項まで に定めるもののほか、第1項又は第3項の 規定による退職手当の支給を受けることが できる者で次の各号に掲げるものに対して は、それぞれ当該各号に定める金額を、退 職手当として、雇用保険法の規定による技 能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促 進手当、移転費又は求職活動支援費の支給 の条件に従い支給する。
 - (1) <u>第17条第2号</u>に規定する退職手当管理 機関が雇用保険法の規定の例により指示 した同法第36条第1項に規定する公共職 業訓練等を受けている者 同条第4項に 規定する技能習得手当の額に相当する金 額

[(2)~(4) 略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第</u> <u>9項</u>に規定する特定地方公共団体若しく イ 雇用保険法第22条第2項に規定する 厚生労働省令で定める理由により就職 が困難な者であつて、同法第24条の2 第1項第2号に掲げる者に相当する者 として組合規則で定める者に該当し、 かつ、<u>第17条第1項第2号</u>に規定する 退職手当管理機関が同法第24条の2第 1項に規定する指導基準に照らして再 就職を促進するために必要な職業安定 法第4条第4項に規定する職業指導を 行うことが適当であると認めたもの

[(3)・(4) 同左]

8 [同左]

(1) 第17条第1項第2号に規定する退職手 当管理機関が雇用保険法の規定の例によ り指示した同法第36条第1項に規定する 公共職業訓練等を受けている者 同条第 4項に規定する技能習得手当の額に相当 する金額

[(2)~(4) 同左]

(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第</u> 8項に規定する特定地方公共団体若しく は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は<u>第</u>17条第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

[(6) 略]

「9~14 略〕

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の 退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われてい ない場合において、次の各号のいずれかに 該当するときは、当該退職に係る退職手当 管理機関は、当該退職をした者(第1号又 は第2号に該当する場合において、当該退 職をした者が死亡したときは、当該一般の 退職手当等の額の支払を受ける権利を承継 した者)に対し、第18条第1項に規定する 事情及び同項各号に規定する退職をした場 合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案 して、当該一般の退職手当等の全部又は一 部を支給しないこととする処分を行うこと ができる。

[(1) 略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し地 方公務員法第29条第3項の規定による懲 は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は<u>第</u>17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

[6] 同左]

「9~14 同左〕

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の 退職手当の支給制限)

第20条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し地 方公務員法第29条第3項の規定による懲 戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>に対する免職処分」という。)を 受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(定年前再任用短時間勤務職員に 対する免職処分の対象となる者を除く。) について、当該退職後に当該一般の退職 手当等の額の算定の基礎となる職員とし ての引き続いた在職期間中に懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたと認めたと き

[2~6 略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われた後にお いて、次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職をした者に対し、第18条第1項に 規定する事情のほか、当該退職をした者の 生計の状況を勘案して、当該一般の退職手 当等の額(当該退職をした者が当該一般の 退職手当等の支給を受けていなければ第16 条第3項又は第6項の規定による退職手当 の支給を受けることができた者(次条及び 第23条において「失業手当受給可能者」と いう。) であつた場合には、これらの規定に より算出される金額(次条及び第23条にお いて「失業者退職手当額」という。)を除く。) の全部又は一部の返納を命ずる処分を行う ことができる。

「(1) 略]

戒免職処分(以下「<u>再任用職員</u>に対する 免職処分」という。)を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(再任用職員に対する免職処分の 対象となる者を除く。)について、当該退 職後に当該一般の退職手当等の額の算定 の基礎となる職員としての引き続いた在 職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき 行為をしたと認めたとき

[2~6 同左]

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われた後にお いて、次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職をした者に対し、第18条第1項に 規定する事情のほか、当該退職をした者の 生計の状況を勘案して、当該一般の退職手 当等の額(当該退職をした者が当該一般の 退職手当等の支給を受けていなければ第16 条第3項又は第6項の規定による退職手当 の支給を受けることができた者(次条及び 第23条において「失業手当受給可能者」と いう。) であつた場合にあつては、これらの 規定により算出される金額(次条及び第23 条において「失業者退職手当額」という。) を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処 分を行うことができる。

[(1) 同左]

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定</u> 年前再任用短時間勤務職員に対する免職 処分を受けたとき
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(定年前再任用短時間勤務職員に 対する免職処分の対象となる職員を除 く。)について、当該一般の退職手当等の 額の算定の基礎となる職員としての引き 続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受 けるべき行為をしたと認めたとき

$[2 \sim 6$ 略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相 当額の納付)

第23条 退職をした者(死亡による退職の場 合には、その遺族)に対し当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われた後にお いて、当該一般の退職手当等の額の支払を 受けた者(以下この条において「退職手当 の受給者」という。)が当該退職の日から6 月以内に第21条第1項又は前条第1項の規 定による処分を受けることなく死亡した場 合(次項から第5項までに規定する場合を 除く。) において、当該退職に係る退職手当 管理機関が、当該退職手当の受給者の相続 人(包括受遺者を含む。以下この項から第 6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職 の日から6月以内に、当該退職をした者が 当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と なる職員としての引き続いた在職期間中に

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手 当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再</u> 任用職員に対する免職処分を受けたとき
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職を した者(再任用職員に対する免職処分の 対象となる職員を除く。)について、当該 一般の退職手当等の額の算定の基礎とな る職員としての引き続いた在職期間中に 懲戒免職等処分を受けるべき行為をした と認めたとき

[2~6 同左]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相 当額の納付)

第23条 退職をした者(死亡による退職の場 合には、その遺族)に対し当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われた後にお いて、当該一般の退職手当等の額の支払を 受けた者(以下この条において「退職手当 の受給者」という。)が当該退職の日から6 月以内に第21条第1項又は前条第1項の規 定による処分を受けることなく死亡した場 合(次項から第5項までに規定する場合を 除く。) において、当該退職に係る退職手当 管理機関が、当該退職手当の受給者の相続 人(包括受遺者を含む。以下この条におい て同じ。)に対し、当該退職の日から6月以 内に、当該退職をした者が当該一般の退職 手当等の額の算定の基礎となる職員として の引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に第21条第5項又は前条第3項に おいて準用する行政手続条例第15条第1項 の規定による通知を受けた場合において、 第21条第1項又は前条第1項の規定による 処分を受けることなく死亡したとき(次項 から第5項までに規定する場合を除く。) は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職手当の受給者の死亡の日から6月 以内に限り、当該退職手当の受給者の相続 人に対し、当該退職をした者が当該退職に 係る一般の退職手当等の額の算定の基礎と なる職員としての引き続いた在職期間中に 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと 認められることを理由として、当該一般の 退職手当等の額(当該退職をした者が失業 手当受給可能者であつた場合<u>には</u>、失業者 を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に第21条第5項又は前条第3項に おいて準用する行政手続条例第15条第1項 の規定による通知を受けた場合において、 第21条第1項又は前条第1項の規定による 処分を受けることなく死亡したとき(次項 から第5項までに規定する場合を除く。) は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職手当の受給者の死亡の日から6月 以内に限り、当該退職手当の受給者の相続 人に対し、当該退職をした者が当該退職に 係る一般の退職手当等の額の算定の基礎と なる職員としての引き続いた在職期間中に 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと 認められることを理由として、当該一般の 退職手当等の額(当該退職をした者が失業 手当受給可能者であつた場合にあつては、

- 退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下こ の項から第5項までにおいて同じ。)が、当 該退職の日から6月以内に基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた 場合(第19条第1項第1号に該当する場合 を含む。次項において同じ。)において、当 該刑事事件につき判決が確定することな く、かつ、第21条第1項の規定による処分 を受けることなく死亡したときは、当該退 職に係る退職手当管理機関は、当該退職手 当の受給者の死亡の日から6月以内に限 り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、 当該退職をした者が当該退職に係る一般の 退職手当等の額の算定の基礎となる職員と しての引き続いた在職期間中に懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたと認められる ことを理由として、当該一般の退職手当等 の額(当該退職をした者が失業手当受給可 能者であつた場合には、失業者退職手当額 を除く。)の全部又は一部に相当する額の納 付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し起訴をされた場合において、 当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら れた後において第21条第1項の規定による 処分を受けることなく死亡したときは、当

- 失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部 に相当する額の納付を命ずる処分を行うこ とができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下こ の項から第5項までにおいて同じ。)が、当 該退職の日から6月以内に基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた 場合(第19条第1項第1号に該当する場合 を含む。次項において同じ。)において、当 該刑事事件につき判決が確定することな く、かつ、第21条第1項の規定による処分 を受けることなく死亡したときは、当該退 職に係る退職手当管理機関は、当該退職手 当の受給者の死亡の日から6月以内に限 り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、 当該退職をした者が当該退職に係る一般の 退職手当等の額の算定の基礎となる職員と しての引き続いた在職期間中に懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたと認められる ことを理由として、当該一般の退職手当等 の額(当該退職をした者が失業手当受給可 能者であつた場合にあつては、失業者退職 手当額を除く。)の全部又は一部に相当する 額の納付を命ずる処分を行うことができ る。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し起訴をされた場合において、 当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら れた後において第21条第1項の規定による 処分を受けることなく死亡したときは、当

該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に当該退職に係る一般の退職手当 等の額の算定の基礎となる職員としての引 き続いた在職期間中の行為に関し定年前再 任用短時間勤務職員に対する免職処分を受 けた場合において、第21条第1項の規定に よる処分を受けることなく死亡したとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職手当の受給者の死亡の日から6月 以内に限り、当該退職手当の受給者の相続 人に対し、当該退職をした者が当該行為に 関し定年前再任用短時間勤務職員に対する 免職処分を受けたことを理由として、当該 一般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であつた場合には、 失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部 に相当する額の納付を命ずる処分を行うこ とができる。

[6~8 略]

附則

第1条 [略]

該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に当該退職に係る一般の退職手当 等の額の算定の基礎となる職員としての引 き続いた在職期間中の行為に関し再任用職 員に対する免職処分を受けた場合におい て、第21条第1項の規定による処分を受け ることなく死亡したときは、当該退職に係 る退職手当管理機関は、当該退職手当の受 給者の死亡の日から6月以内に限り、当該 退職手当の受給者の相続人に対し、当該退 職をした者が当該行為に関し再任用職員に 対する免職処分を受けたことを理由とし て、当該一般の退職手当等の額(当該退職 をした者が失業手当受給可能者であつた場 合にあつては、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ず る処分を行うことができる。

[6~8 同左]

附則

【1 【 [同左]

(経過措置)

第2条 [略]

(経過措置)

「新設]

第3条 令和5年4月1日から令和13年3月 31日までの間における第7条第2号の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる 期間の区分に応じ、同号中「15年」とある のはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

令和5年4月1日から令	<u>11年</u>
和7年3月31日まで	
令和7年4月1日から令	12年
和9年3月31日まで	
令和9年4月1日から令	<u>13年</u>
和11年3月31日まで	
令和11年4月1日から令	<u>14年</u>
和13年3月31日まで	

第4条 職員の給与に関する条例附則第3項 の規定による職員の給料の月額の改定(これに相当するものとして組合規則で定める 給料の月額の改定を含む。次条第1項第2 号において「給料月額7割措置」という。) は、第9条第1項に規定する減額改定に該当しないものとする。

第5条 当分の間、退職した者が次のいずれ にも該当する場合におけるその者に対する 第4条に規定する退職手当の基本額は、第 5条から第10条までの規定にかかわらず、 次項及び第3項に定めるところにより計算 した額とする。

(1) その者の基礎在職期間中に、第9条第 1項に規定する減額改定以外の理由によ [新設]

[新設]

りその者の給料の月額の減額がされたことがある場合(他の条例の規定により同項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなされる場合を含む。)において、当該減額がされた日における当該減額がされなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの(以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。)が、給料月額よりも多く、かつ、特別特定減額前給料月額に係る減額のうち最も遅い日にされたものが、次に掲げる理由又は組合規則で定める理由のいずれかによるものであるとき

- ア 職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例(平成24年大阪市条例第80 号。以下アにおいて「平成24年改正給 与条例」という。)による職員の給与に 関する条例の改正及び平成24年改正給 与条例附則第3項の規定による号給の 切替え
- イ 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則 (平成24年大阪市規則第197号)附則第2項から第4項までの規定による職務の級及び号給の切替え
- (2) その者の基礎在職期間中に、給料月額 7割措置又は地方公務員法第28条の2第 1項本文の規定による他の職への降任に よりその者の給料の月額の減額がされた ことがある場合において、当該減額がさ

れた日における当該減額がされなかつた ものとした場合のその者の給料の月額の うち最も多いもの(次項第2号において 「7割措置等前給料月額」という。)が、 給料月額よりも多いとき

- 2 前項の退職手当の基本額は、次に掲げる 額の合計額とする。
 - (1) その者が特別特定減額前給料月額に係 る減額がされた日のうち最も遅い日の前 日に現に退職した理由と同一の理由によ り退職したものとし、かつ、その者の同 日までの勤続期間及び特別特定減額前給 料月額を基礎として、第5条から第8条 までの規定により計算した場合の退職手 当の基本額に相当する額
 - (2) 7割措置等前給料月額に、アに掲げる 割合からイに掲げる割合を控除した割合 を乗じて得た額
 - ア その者が7割措置等前給料月額に 係る減額がされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置等前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置等前給料月額に対する割合
 - <u>イ</u> 前号に掲げる額の特別特定減額前給 料月額に対する割合
 - (3) 給料月額に、アに掲げる割合からイ に掲げる割合を控除した割合を乗じて得

た額

- ア その者に対する退職手当の基本額が 第5条から第8条までの規定により計 算した額であるものとした場合におけ る当該退職手当の基本額の給料月額に 対する割合
- イ 前号アに掲げる割合
- 3 第1項の規定の適用がないものとした 場合に第10条第2項の規定の適用を受け ることとなる者に対する前項の規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの とする。

[表 別紙4 挿入]

- 4 当分の間、退職した者が第1項各号のいずれにも該当する場合におけるその者に対する第14条の規定の適用については、「第5条から第10条まで」とあるのは「第5条から第10条まで及び附則第5条第1項から第3項まで」とする。
- 第6条 令和5年4月1日から令和13年3月 31日までの間における第10条第2項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる 期間の区分に応じ、同項中「60歳から64歳 まで」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

今和5年4月1日から令
和7年3月31日まで60歳
60歳
60歳及び
61歳和9年3月31日まで61歳

[新設]

令和9年4月1日から令	60歳から
和11年3月31日まで	62歳まで
令和11年4月1日から令	60歳から
和13年3月31日まで	63歳まで

員に対する第16条第7項の規定の適用につ いては、同項中「第28条まで」とあるのは 「第28条まで及び附則第5条」と、同項第 2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規 定する厚生労働省令で定める理由により就 職が困難な者であつて、同法第24条の2第 1項第2号に掲げる者に相当する者として 組合規則で定める者に該当し、かつ、第17 条第2号に規定する退職手当管理機関が同 法第24条の2第1項に規定する指導基準に 照らして再就職を促進するために必要な職 業安定法第4条第4項に規定する職業指導 を行うことが適当であると認めたもの」と

「イ 雇用保険法第22条第2項に あるのは ウ 特定退職者であつて、雇用

規定する厚生労働省令で定める理由により 保険法附則第5条第1項に規定する地域内 就職が困難な者であつて、同法第24条の2 に居住し、かつ、第17条第2号に規定する 第1項第2号に掲げる者に相当する者とし 退職手当管理機関が同法第24条の2第1項 て組合規則で定める者に該当し、かつ、第 に規定する指導基準に照らして再就職を促 17条第2号に規定する退職手当管理機関が

第7条 令和7年3月31日以前に退職した職 3 平成34年3月31日以前に退職した職員に 対する第16条第7項の規定の適用について は、同項中「第28条まで」とあるのは「第 28条まで及び附則第5条」と、同項第2号 中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す る厚生労働省令で定める理由により就職が 困難な者であつて、同法第24条の2第1項 第2号に掲げる者に相当する者として組合 規則で定める者に該当し、かつ、第17条第 1項第2号に規定する退職手当管理機関が 同法第24条の2第1項に規定する指導基準 に照らして再就職を促進するために必要な 職業安定法第4条第4項に規定する職業指 導を行うことが適当であると認めたも

> 「イ 雇用保険法第22条第 の」とあるのは ウ 特定退職者であつて、

> 2項に規定する厚生労働省令で定める理由 雇用保険法附則第5条第1項に規定する地 により就職が困難な者であつて、同法第24 域内に居住し、かつ、第17条第1項第2号 条の2第1項第2号に掲げる者に相当する に規定する退職手当管理機関が同法第24条 者として組合規則で定める者に該当し、か の2第1項に規定する指導基準に照らして つ、第17条第1項第2号に規定する退職手

進するために必要な職業安定法第4条第4 同法第24条の2第1項に規定する指導基準 項に規定する職業指導を行うことが適当で に照らして再就職を促進するために必要な あると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 職業安定法第4条第4項に規定する職業指

導を行うことが適当であると認めたもの

再就職を促進するために必要な職業安定法 当管理機関が同法第24条の2第1項に規定 第4条第4項に規定する職業指導を行うこ する指導基準に照らして再就職を促進する とが適当であると認めたもの(アに掲げる ために必要な職業安定法第4条第4項に規 者を除く。)

定する職業指導を行うことが適当であると

認めたもの

とする。

とする。

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。
 - (1) 第16条第1項、第4項、第7項及び第8項第1号の改正規定、同項第5号の改正規定(「第17条第1項第2号」を「第17条第2号」に改める部分に限る。)、附則第3項の改正規定並びに同項を附則第7条とする改正規定並びにこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の附則第4項の規定
- (2) 第16条第8項第5号の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。) (経過措置)
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、 施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の条例第1条の規定の

適用については、同条中「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項」とあるのは、「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項 又は第7条第1項若しくは第2項」とする。

4 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の組合規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

[第10条の表 別紙1]

第7条及び第	給料月額	給料月額及び給料月額に <u>退職の日において定められ</u>
8条		<u>ているその者に係る定年</u> と退職の日の属する年度の
		末日におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡
		した場合にあつては、その者が同日において生存し
		ているとした場合の年齢)との差に相当する年数1
		年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第9条第1項	及び特定減額前給料	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額
第1号	月額	に <u>退職の日において定められているその者に係る定</u>
		<u>年</u> と退職の日の属する年度の末日におけるその者の
		年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、
		その者が同日において生存しているとした場合の年
		齢)との差に相当する年数1年につき100分の2を
		乗じて得た額の合計額
第9条第1項	給料月額に、	給料月額及び給料月額に <u>退職の日において定められ</u>
第2号		<u>ているその者に係る定年</u> と退職の日の属する年度の
		末日におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡
		した場合にあつては、その者が同日において生存し
		ているとした場合の年齢)との差に相当する年数1
		年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
[同左]		

[第10条第1項の表 別紙2]

第7条及び第 給料月額 給料月額及び給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額第1号	
死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額第9条第1項 及び特定減額前給料 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額第9条第1項及び特定減額前給料類がに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 第9条第1項 及び特定減額前給料 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額 第1号 月額 に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその 者の年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつて は、その者が同日において生存しているとした場合 の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
第9条第1項 及び特定減額前給料 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額 に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
第1号	
者の年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
は、その者が同日において生存しているとした場合 の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2	
た乗じて得た姫の人制姫	
と来して特に観り合計観	
第9条第1項 給料月額に、 給料月額及び給料月額に <u>60歳</u> と退職の日の属する年	
第2号 度の末日におけるその者の年齢(その者が同日前に	
死亡した場合にあつては、その者が同日において生	
存しているとした場合の年齢)との差に相当する年	
数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	
IZ,	
[略]	

[第10条第2項の表 別紙3]

第7条及び第	給料月額	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額
<u>8条</u>		<u>の合計額</u>
第9条第1項	及び特定減額前給料	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額
第1号	<u>月額</u>	に100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項	給料月額に、	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額
第2号		の合計額に、
第9条第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最
第2号イ		も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由に
		より退職したものとし、かつ、その者の同日までの
		勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第
		5条から前条までの規定により計算した場合の退職
		手当の基本額に相当する額

[附則第5条第3項の表 別紙4]

附則第5条第	及び特別特定減額前	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前
2項第1号	<u>給料月額</u>	<u>給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
附則第5条第	7割措置等前給料月	7割措置等前給料月額及び7割措置等前給料月額に
2項第2号	<u>額に、</u>	100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第5条第	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされ
2項第2号イ		た日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と
		同一の理由により退職したものとし、かつ、その者
		の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額
		を基礎として、第2条から第4条までの規定により
		計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第5条第	給料月額に、	給料月額及び給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額
2項第3号		の合計額に、

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

説明

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の退職手当の基本額に関する特例措置を講ずるとともに、定年前早期退職に係る退職手当の基本額に関する特例措置等を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。